平成２７年（フ）第１０９７４号
東京都世田谷区喜多見４丁目36―13―102
債務者　清谷　杏子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９７５号
東京都練馬区練馬２丁目34―22―205
債務者　下村　　渉
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９７８号
東京都世田谷区赤堤２丁目８―14
債務者　吉田　明功
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９８２号
東京都府中市本宿町２丁目６―１―101
債務者　矢澤　文子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９８４号
東京都豊島区池袋２丁目67―１―601
債務者　刈谷和歌子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９９１号
東京都江東区富岡２丁目４―４―205
債務者　清水　房子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９９２号
東京都足立区西新井本町１丁目13―21　パークサイド早川２　103
債務者　横山　良秋
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９９８号
東京都練馬区光が丘３丁目３―２―707
債務者　後藤　　洋
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９９９号
東京都中野区上鷺宮３丁目１―３―206
債務者　入内島博文
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０００号
東京都荒川区荒川３丁目４―６
債務者　金久保綾子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０８３号
横浜市神奈川区子安通３丁目394番地　プラス・ワン横浜1101号室
債務者　佐藤　和宣
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３２号
横浜市磯子区杉田９丁目３番７号　ヒルサイドコーポ101号
債務者　平山　由美
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７号
大分県速見郡日出町大字川崎135番地１　ビバリーヒル松美105
債務者　甲斐　園美
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前９時45分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
北海道旭川市神居２条３丁目１番16号　アルテミス203
債務者　藤井恵美子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９７３号
東京都西東京市芝久保町４丁目２番９号芝久保ハイツ212号、住民票上の住所地東京都西東京市芝久保町４丁目２番９号芝久保ハイツ201号
債務者　森　　俊春
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部